



広報誌

2020

5

No.1020

# やま ま と た か だ



掲載している市主催のイベントなどについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催時点で中止・延期となっているものがあります。最新の情報は市ホームページまたは、各お問い合わせ先まで確認してください。ご理解・ご協力をお願いします。

令和2年3月6日に県指定文化財に指定された「十二社神社本殿」

INDEX

令和2年度 施政方針 ①～④ ブロック塀等撤去改修工事補助制度 ⑤  
わが家の耐震性能の確認／木造住宅の耐震改修費用の一部助成 ⑥ 事業者への奨励金／地域づくりへの補助金制度 ⑦  
住宅用太陽光発電システム設置補助金／まちの話題 ⑧ 地域包括支援センター運営協議会委員募集 ⑨  
大和高田市のハザードマップが新しくなりました ⑩ いま、市立病院では／健やかな毎日をおくるために ⑪  
人権シリーズ／おしえて!生困 ⑫ 消費生活センター ⑬ BOOKサロン ⑭

## 笑顔の花咲くまち大和高田

～みんなで奏でる幸せのハーモニー～



大和高田市長 堀内 大造

※概要を掲載しています。全文は、大和高田市ホームページをご覧ください。

新年度からは、今後8年間の本市の中期的方向性を示す計画として策定した「まちづくりの指針」がスタートします。

将来都市像である「笑顔の花咲くまち大和高田」の実現に向け、職員と共に一丸となって全力で取り組みます。

そのためには、まず、社会情勢や市民ニーズに的確に対応できる組織づくりを進めていく必要があります。

令和2年度は、その第一段階として、企画広報課を、未来のまちづくりを含む市政全般に関する施策の立案、進捗管理等を行う「企画創生課」と、広聴業務はもちろん、現 産業振興課から新たに観光部門を加え、市の魅力情報発信や国際交流事業等を総合的に所管する「広報広聴課」に分離します。

また、これまで市及び教育委員会が独自に所管していた施設の建設や営繕業務については、より適正かつ効果的に遂行することができるよう、体制を改め、環境建設部において一括して所管することとします。

その他の組織についても、必要に応じて、新庁舎移転時から新たな機構でスタートできるような抜本的な見直しを進めます。

行政評価制度については、「まちづくりの指針」に基づく新たな評価制度の構築を進めます。

新庁舎建設事業については、引き続き、市民の皆さま並びに市民生活の心のよりどころとして愛される新庁舎をめざし、全力を挙げて取り組みます。併せて、新庁舎完成後の現庁舎跡地の有効活用についても検討を進めます。

次に、eスポーツ事業については、本市への集客や交流人口の拡大、ひいては地域の活性化に資する施策の一つと位置づけ、まずは、市民の皆さまにeスポー

ツとはどのようなものなのかを知っていただくことができるよう、秋頃に大会を開催したいと考えています。

加速する少子高齢化や人口減少等、本市を取り巻く状況は厳しさを増していますが、市民の皆さま一人一人の幸福度を高めたいとの強い思いで、令和二年度の市政運営に取り組みます。

それでは、新年度の主な施策について、「まちづくりの指針」の6つの基本目標(①～⑥)に基づき、順に説明申し上げます。

### ①「認め合い、高め合う人が輝くまちづくり」

まず、**人権を尊重する社会の実現及び平和を願う市民意識の醸成**についてです。人権施策については、あらゆる機会を捉え、各種研修や市民集会等の開催など啓発活動を積極的に推進します。

11月に本市で開催の運びとなっている、「第53回県人権教育推進協議会研究会」について十分な支援を図ります。

平和を願う市民意識の醸成に努めます。

また、男女共同参画社会のさらなる進展に向けて取り組みます。

次に、**生涯学習機会の充実・文化活動の推進・スポーツ環境の整備**についてです。

中央公民館や葛城コミュニティセンター等で、定期講座や教室等の充実と自主サークル活動の活性化を図り、生涯学習ネットワークの形成に努めます。

市民文化の振興として、さざんかホールにおける事業、市民参加による「ピアノリレーコンサート」「アウトリーチ事業」「ワークショップ事業」などを進めます。

体育振興については、引き続き、各種スポーツ大会・スポーツ教室の充実に努めます。

また、総合体育館の老朽化への対応については、基本的な施設整備構想の策定に取り組みます。

次に、**国際交流の推進及び国際化社会への対応**についてです。

リズモ市との姉妹都市交流については、将来、そして数年後に控える提携60周年に向け、両市間の相互理解を一層深め、関係の発展を期していきたいと考えています。

### ②「子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」

まず、**教育環境の充実**についてです。

次世代に伝統と文化を受け継ぎ、郷土愛にあふれる未来へのまちづくり・人づくりのため、学習環境の整備、学習機会の創出、積極的な情報提供を行います。

「市教育大綱」の基本理念、「一人ひとりが輝き未来にはばたく大和高田市の人

づくり」からなる6つの基本目標に基づき、学校教育、生涯学習、文化の振興などに取り組みます。

学校教育については、「知・徳・体」のバランスのとれた教育・保育を、学校園・家庭・地域・関係機関とともに協働して取り組んでいきたいと考えています。

特に、情報化社会、グローバル社会に対応できる人材育成を目指したICT教育、外国語教育等の充実に努めます。

まず、ICT教育ではICT機器を活用した授業推進のため、教員のスキル向上研修を実施することで、デジタル教科書の活用も図りながら、児童生徒の興味、関心を高めることのできる授業の創造に努めます。

また、ICT環境の整備については、情報活用能力の育成につながるICT機器のさらなる整備・充実を考えています。加えて統合型校務支援システムの導入により、教職員の働き方改革につながる校務業務の改善に取り組みます。

外国語教育については、外国語に触れる機会を一層充実することで、言語だけでなく、外国文化を学ぶことにより、国際理解の意識が養われるよう努めます。

次に、「アンガーマネージメント」教育については、教職員の子どもを理解する資質・能力、ひいては、子どもたちの学習意欲・学力の向上につながるものと考えています。

さらに、教員が児童生徒への指導や教材研究等に、より注力できる体制の整備を行うため、2つの小学校に試験的にスクールサポートスタッフを配置し、その効果の検証を行います。

幼稚園の3歳児保育については、片塩・浮孔・磐園の3幼稚園においても実施し、小学校教育への円滑な接続に向け、就学前教育のさらなる充実につなげます。

また、預かり保育については、預かり時間の延長及び利用回数制限撤廃による充実を図り、子育て世代のニーズに応えます。

学校教育施設の整備では、子どもたちが安全で安心な教育環境で学べるよう、施設の維持管理に努め、設備等の改善にも計画的に取り組みます。

次に、高田商業高等学校については、社会に通用する人材の育成、確かな学力の育成を目標にグローバル社会に対応できる人材育成をめざしています。今後、生徒の意欲や能力を伸ばす教育を進めていきたいと考えています。

不登校児童生徒の支援については、引き続き適応指導教室「かたらい教室」において、心理的支援と教育的支援を行うことで、社会的自立を目指す取組を進めます。中学校卒業後の若者に対する支援としては、若者の居場所「ヒサカタ」を開設し、若者の就労支援及び生き方支援に努めます。

いじめ問題については、「市いじめ防止基本方針」に基づき、組織的に対応します。

図書館においては、電子図書館サービスの周知とコンテンツの充実を図るとともに、自主事業を展開することで、子どもたちの読書への興味と自ら学ぼうとする意欲を高め、魅力ある図書館づくりを進めます。

次に、**子育て支援体制の充実**についてです。

子育て支援の取組として、「地域子育て支援拠点事業」のさらなる推進や「こども食堂」への支援など、家庭、地域、行政が一体となり、子育て世帯と子どもたちが安心して暮らせる環境や仕組みづくりをめざして取り組みます。

保育事業については、子どもの育みへの支援に努めるとともに、老朽化した施設の整備の検討を進めます。

また、こども園に併せて全保育所にも外国人講師を派遣し、3歳以上の子どもに、国際的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

児童ホームの開設時間の延長については、早期の実現に向けて取り組みます。また、磐園児童ホームについて、磐園小学校の空き教室を利用するための改修工事を実施します。

### ③「健康でいきいきと暮らせるまちづくり」

まず、**医療体制の整備・健康づくり事業の推進**についてです。

救急・急病への対応を持続していくために、他市町と連携し休日の診療体制の充実、二次救急医療の確保を進めます。

地域包括ケアシステムの構築や高齢者への虐待対応、終末医療等については、地域医療を担っていただく病院や医院・診療所、薬局、訪問看護ステーションとのさらなる連携を図ります。

市立病院については、県の地域医療構想の実現に向け、「公立・公的病院を取り巻く医療提供体制の改革」に取り組みます。

特に、公立・公的医療機関等においては、地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するよう見直され、市立病院においても、病院・病床の機能再編と集約への取り組みが求められると予想されます。

これからも「市民から愛され、信頼される市立病院」であり続けることを目指し、中和地域の中核病院として、地域住民の要望に的確にこたえる医療を行うとともに、保健・医療・福祉の連携に努め、安心・安全の医療を提供できるよう努めます。そのためにも、今後の本市に求められる医療機能の明確化を行うとともに、市立病院の将来のあり方を検討するため、「(仮称)大和高田市立病院 将来のあり方検討委員会」を設置します。

その中で、令和2年度は、市立病院の将来像を示し、病院財政の基盤安定と医師や看護師等の確保や経営形態についても検討を進めます。

保健事業については、市民の健康で健やかな生活を目指し、関係機関と連携しながら、「第2次元気はつらつ大和高田21」計画を推進します。

成人保健では、がんの早期発見・早期治療を目指し、各種がん検診の受診勧奨とともに、より受診しやすい環境づくりや事後のフォローに努めます。

予防接種においては、風しんの抗体価が低い成人の追加的対策の推進と新規のロタウイルスワクチン定期接種の実施に取り組みます。

母子保健では、継続してきめ細かい支援に努めるとともに、乳幼児健康診査や相談を通し、子どもの健やかな成長の確認、育児不安の軽減、疾病の早期発見・早期治療に努め、未受診児の対応についても関係機関とより強固な連携を図ります。

国民健康保険事業においては、県内保険料水準の統一化に向け、県と協議を進め、併せて疾病の予防や早期発見・早期治療を目的とした保健事業の充実に努めます。

後期高齢者医療保険制度においても、県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な運営を行います。

次に、福祉医療助成事業については、中学生までの子どもやひとり親家庭等、身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方の経済的負担を軽減し、心身の健康の保持及び福祉の増進を図ります。

介護保険事業については、介護給付費の適正化や監査指導等を行い、介護保険制度の健全な運営を図るよう努めます。

また、これまでの介護保険給付費等の実績や在宅介護実態調査の結果から分析を行い、「第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）」の策定に取り組みます。

地域支援事業については、日常的な健康管理や介護予防に関する講座や教室を開催し、市民主体の地域の居場所の立ち上げ支援や医療・介護・保健等、様々な職種を活用した効果的な介護予防に取り組みます。

また、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、在宅医療と介護の連携強化、認知症との共生と予防に向けた体制づくり、市民活力による互助体制の構築などにより、地域包括ケア体制の充実を図ります。

次に、**地域福祉の推進**についてです。

令和元年度より着手している「地域福祉計画」の策定に、引き続き取り組みます。策定にあたり、地域住民のニーズを把握し、地域生活の課題を明らかにするとともに、その解決に必要な施策の内容等について、多様な関係機関や専門職等との協議を進めます。

さらに、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」については、実績や計画の進捗状況を確認するとともに、改めて障害のある人のニーズや課題を把

握し、令和5年度までの数値目標等を示す「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の策定に取り組みます。

生活保護給付事業については、引き続き適正な保護行政に取り組みます。また、生活困窮者の自立支援についても、さまざまな相談に対応できるよう努めます。

④「**活気あふれるにぎわいのまちづくり**」  
まず、**地域産業の振興・農業の振興**についてです。

定住人口の確保やまちのにぎわいを創出するため、大和高田商工会議所とも連携し、本市の産業の活性化と活気あふれるにぎわいのまちづくりに努めます。令和2年度は、ビジネスサポートセンターの設置・運営を行い、各事業者の強みを生かした商品開発や発想の提案等により事業者の収益を高め、雇用の創出、事業継承・廃業抑制及び経営基盤の強化を図り、定住人口の確保と地域産業の活性化に努めます。

農業を守るべき地域においても、地域ごとでの「人・農地プラン」の作成を進めます。併せて、地元の農業法人の育成に取り組み、担い手作りを行い、今ある農地の有効活用を図ります。

次に、**観光の振興**についてです。  
本市が持つ観光資源の整備と充実、また新たな観光資源の創出への取り組みを行うことにより、交流人口の拡大に努め、市民の皆さま、関係機関・団体等と一体となり、新たな地域の振興及び観光の振興に努めます。

⑤「**安心して暮らせる快適のまちづくり**」  
まず、**持続可能なまちづくりの推進**についてです。

本市の20年後の姿を展望し、今後10年間の本市の目指す都市計画の方向性を示した「都市計画マスタープラン」を策定します。

コミュニティバス「きぼう号」については、一層の利便性向上と乗客数の増加を目指し、通勤及び通学の定期券、回数券の導入を検討します。

次に、**都市基盤の整備**についてです。  
都市計画道路の整備として、「本郷大中線」の早期開通及び「大和高田当麻線」

の事業を推進し、交通の利便性及び安全性の向上を図ります。

上水道事業については、継続事業であります市役所通りの老朽管更新並びに舗装復旧工事を新庁舎開設に間に合うよう進めます。また、同じく継続事業である天満配水場第2配水池耐震補強工事を国庫補助事業で実施します。

下水道事業については、事業認可区域内の未普及区域の早期解消を目指し、低コスト技術の採用・導入等により、迅速に事業の推進を図り、整備率を令和2年度は62パーセントまで引き上げます。また、ストックマネジメント計画により、

敷設から30年以上経過した管渠を調査し、改築更新計画を策定します。

次に、**生活環境の整備と充実**についてです。

空き家対策については、相談体制の整備を行い、所有者等の財産の確実な管理意識の涵養や空き家が時には危険なものとなることがある等の理解の増進を図るなど、その推進に努めます。また、放置された危険な空き家について、「空家等対策推進に関する特別措置法」や「空家等対策の推進に関する条例」等を基に、関係部署が連携しながら対応を進めます。

公営住宅については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき計画的に改修を行い、また老朽化が進んでいる住宅については、建替えも検討しつつ、入居者が安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

ごみ処理対策事業としては、さらなるごみの減量や循環型社会の構築に取り組んでいくとともに、「山辺・県北西部広域環境衛生組合」による共同化事業としての新ごみ処理施設の完成予定である令和5年度に向けて、ごみ処理の広域化に伴う本市クリーンセンターの中継施設等の整備を進めます。

緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備を総合的に推進するため、令和元年度より「緑の基本計画」の策定作業に着手していますが、令和2年度は、すでに実施済みの調査解析結果等に基づき、具体的な計画内容の検討を進めます。

また、「公園施設長寿命化計画」を改定し、引き続き都市公園施設の維持管理及び更新を行います。

次に、**安全で災害に強いまちづくりの推進**についてです。

安心・安全な市民生活実現のため、関係機関・団体が丸となった地域ぐるみの安全運動を推進します。安全教育活動においては、児童や保護者、高齢者に対する交通・防犯に関する教室を実施し、安全思想の普及と防犯意識の向上に努めます。また、子どもの移動経路等の危険箇所において、順次、路側帯等のカラー化や高輝度化、歩行者を守るための防護柵等の設置など、最適な安全対策を講じます。このほか、公共の場所における放置自転車対策の強化を継続するとともに、市内防犯灯のLED化事業について、今後も一定の補助金を交付します。

防災力と連携の強化として、県広域消防組合と本市消防団との情報共有を密に行いつつ、消防団の装備充実と技術向上に努めます。

また、市民の防災意識高揚と知識の向上のため、毎年開催している防災訓練の内容充実を図るとともに、令和2年3月中旬に完成する新しい洪水・地震ハザードマップの配布、これを用いた講習会等を実施したいと考えます。

⑥ **「自立と協働のまちづくり」**  
まず、**財政基盤の確立**についてです。

本市の財源確保をより安定的なものとするため、さらに適正・公平・公正な市税の賦課に努めるとともに、引き続き税務専門員を賦課担当課に配置するなど課税体制の強化に取り組みます。また、納税環境の整備として、既存のコンビニ納付に加え、スマートフォン決済アプリを利用して市税等を納付することができ、ふるさと納税制度については、貴重な財源確保の手段の一つであるとともに本市産品のPRに向けた絶好の機会と受け止め、寄附者への返礼品及び返礼品協力事業者のさらなる拡大に努めます。

次に、**効率的な行政運営の推進**についてです。

人事評価を活用し、市民ニーズに的確に対応するための高い職務遂行能力を身につけることはもちろん、チャレンジ精神を持ち、常に前向きに行動できる職員の育成に取り組みます。また、令和2年度より、その評価の結果を給与等の処遇に反映させます。

マイナンバーカードについては、引き続き、制度の周知を行い、市民の皆さまの利便性の向上と行政の効率化に努めます。

情報管理としては、マイナンバー制度の利用範囲の拡充が推し進められることを見据え、さらなるセキュリティ向上策として、仮想環境の導入を進めます。

最後に、**市民参画による協働のまちづくりの推進**についてです。

市民交流センターを活動の拠点と位置づけ、市民活動が活性化する仕組みづくりを進めます。また、多種多様な人たちが参加したいと思える取り組みを進め、引き続き市民協働の実現に向けて地域課題の解決を図る事業に取り組みます。

また、さまざまなホールを活用して進めている「小さな拠点」の整備については、絵本を配置し、住民が主体となって楽しみながら活動できる「まちライブラリー」として、間もなく完成の予定です。令和2年度は、当該施設における活動の仕組みづくりを進めていきたいと考えます。

消費生活問題については、市消費生活センターを核に、関係各課が連携して問題の解決に努めます。

また、引き続き広報誌による啓発や出前講座等を実施し、消費者被害の未然防止につなげるとともに、民法改正による成年年齢の引き下げを控え、若年層への啓発活動の充実にも努めます。

最後に、市民皆さま、議員各位からも広くご意見・ご提言をいただき、さらなるご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。令和2年度の施政方針とします。

# ブロック塀等撤去改修工事補助制度

自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による事故の未然防止、避難路等の安全確保等に資するため、ブロック塀等の撤去等を促進し、市民の生命および身体を保護することを目的とします。

## ■補助対象

補助対象は以下の2種類となります。

### (1)ブロック塀等の撤去工事

補助対象工事	次のいずれにも該当するものとする。 ① ブロック塀等が市内の避難路等に面していること。 ② ブロック塀等の全てを撤去するものであること。 ③ ブロック塀等が倒壊した際に、避難路等がブロック塀等により80cm以上塞がれるおそれがあること。 ※ 上記の規定にかかわらず、該当するブロック塀等に一体として設置されている工作物も補助の対象となります。(要相談)
補助金額	補助金の額は次のいずれかの少ない額 ① 工事費の2分の1 ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の2分の1
補助限度額	100,000円
注意事項	※ 現存するブロック塀等が対象となります。 ※ 補助金交付決定以降の着手工事でない場合補助金は出ません。

### (2)軽量フェンス等の設置工事

補助対象工事	次のいずれにも該当するものとする。 ① 上記(1)のブロック塀等の撤去工事と一体となって行うものであること。 ② 軽量フェンス等の設置場所が建築基準法第42条第2項の道路上でないこと。(※セットバック部分の設置不可) ③ 軽量フェンス等の設置方法がメーカー仕様に基づき安全性を確保されたものであること。 ※新設する塀の上部に軽量フェンスを設置するときは、次のいずれにも該当すること。 ア 鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の塀であること。 イ 補強コンクリートブロック造の塀に設置する場合にあっては、当該塀の高さが申請地の地盤面(基礎部分を含む)から80cm未満のものであること。 ウ 軽量フェンスの高さが塀(補強コンクリートブロック造にあっては基礎部分の高さを含む)の高さ以上であること。 エ 建築基準法施行令その他関係法令および一般財団法人日本建築学会が定める基準に基づき、安全に設置すること。
補助金額	補助金の額は次のいずれかの少ない額 ① 工事費の2分の1 ② 市の技術職員の積算に基づき市長が別に定める設計金額の2分の1
補助限度額	200,000円

- ※補助金の申請は1敷地につき1回限り。
- ※要件を満たしていれば最大300,000円の補助が可能。
- ※ブロック塀等とは、れんが造・石造・コンクリートブロック造その他の組積造または補強コンクリートブロック造の塀および門柱をいう。
- ※軽量フェンス等とは、軽量フェンス並びにアルミ製の門扉および門柱をいう。
- ※避難路等とは、道路(市道・県道・国道・建築基準法第42条に規定する道路・里道・市管理道路)、公園その他市長が認める公共施設をいう。
- ※この他の注意事項などもあるので、申し込み前に必ず市役所営繕住宅課へ問い合わせてください。

[営繕住宅課 内線675]

## ■補助対象者

補助対象者は本市税を滞納していない者で、次のいずれかの者となる。

- (1)ブロック塀等の所有者(土地又は建物の所有者)
- (2)ブロック塀等の所有者の同意を得た者
- (3)マンション管理組合の管理者

※所有者が複数の場合、全員の同意が必要  
※暴力団規定あり。

## ■募集受付期間

- 5月7日(休)から受付
- ※午前8時30分～午後5時15分(市役所が休みの日は除く)
- ※書類が不足している場合は、受付できません。
- ※令和3年2月上旬頃までに工事を完了できること。

## わが家の耐震性能の確認

私たちの身近な問題として注目を集めているのが、「住まいの安心・安全」です。『わが家の耐震性能の確認』をしませんか。住まいの安全の確認、今後の住まいの改修計画の参考とできるよう、「既存木造住宅耐震診断事業」を実施します。

▷対象地域 大和高田市全域

▷対象家屋 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、延べ面積が250㎡(75坪)以下かつ、地階を除く階数が2以下の建築物

▷費用 無料

※事業対象建築物1棟につき、1回限りとする。

▷募集期間 5月7日(木)から 午前8時30分～午後5時15分(市役所が休みの日は除く)

▷診断員 奈良県木造住宅耐震診断員として県に登録を行った建築士

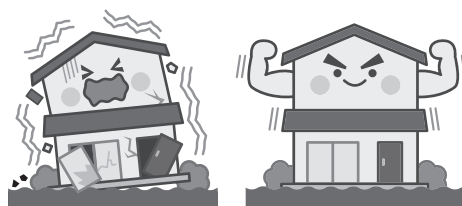
▷診断方法 (財)日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断

▷診断結果報告 耐震診断員が耐震診断結果報告書を提出し、説明を行います。

▷申込方法 申請書に必要事項を書いて、営繕住宅課へ(営繕住宅課窓口または、市ホームページよりダウンロード可)。

※申し込みの際に添付する書類があります。必ず事前に営繕住宅課に問い合わせてください。

〔営繕住宅課 内線 678〕



## 木造住宅の耐震改修費用の一部助成

本市では、住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修にかかる費用の一部を助成します。

▷対象地域 大和高田市全域

▷助成対象住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(階数2以下)
- (2) 耐震診断結果の上部構造評点が1.0未満の住宅

▷助成対象者 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者などで、大和高田市税を滞納していない人

▷助成対象耐震改修工事

- (1) 耐震改修前の上部構造評点が1.0未満であったものを1.0以上の数値にする改修工事
- (2) 耐震改修前の上部構造評点が0.7未満であったものを0.7以上の数値にする改修工事

▷補助金 200,000円～500,000円(改修工事費が500,000円未満のときは、補助対象となりません)※ただし、令和3年2月上旬頃までに工事を完了できること。

▷募集受付期間 5月7日(木)から 午前8時30分～午後5時15分(市役所が休みの日は除く)

※書類が不足している場合は、受付できません。

▷交付申請 交付を受けようとする人は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書(営繕住宅課窓口で配布もしくは市ホームページからダウンロード)に関係書類を添えて営繕住宅課へ提出してください(郵便などによる受付はできません)。

▷関係書類 耐震改修工事見積書および内訳書・補助対象住宅の付近見取図および写真・現状配置図および平面図・着工日を証明する書類(登記事項証明書、建築確認申請書検査済証、固定資産税・都市計画税名寄台帳兼課税台帳など)・住宅の所有者が確認できる書類(登記事項証明書、固定資産税・都市計画税課税明細書、固定資産税・都市計画税名寄台帳兼課税台帳など)

※申請者が所有者でない場合は同意書・耐震診断結果の写し・耐震補強設計図書・耐震改修工事工程表・設計内容確認書・工事監理者選任報告書など

※申し込みをする前に必ず市役所営繕住宅課へ問い合わせてください(事前に契約した場合は、交付対象となりません)。

〔営繕住宅課 内線 659〕

# 奨励金を交付します。 市内に商業、工業等施設を設置する 事業者への奨励金

## ▷対象事業

- 商業施設…卸売・小売業、宿泊業(旅館・ホテル)、飲食サービス業
- 工業等施設…製造業、運輸業

### 【施設設置奨励金】

◎要件 新設、増設、移転に伴う建物および償却資産(土地の取得を除く)の取得に必要な費用が3,000万円以上であること。ただし、償却資産のみの場合は対象外です。

◎奨励金 建物および償却資産(土地を除く)の固定資産税額の5割相当額を5年間交付

### 【雇用促進奨励金】

◎要件 施設設置奨励金該当事業者が、開業日前後90日の間に、市内在住者を正規従業員として雇用し、1年以上継続雇用すること。

◎奨励金 従業員1人につき200,000円(限度額1,000万円)を1回限り交付

## ▷必要書類

- 事業計画届出書(様式第1号)
- 企業概要
- 法人登記事項証明書(個人・住民票の写し)
- 建築確認書済証の写し
- 定款または規約の写し(個人・事業概要がわかるもの)
- 公害防止に関する計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- 個人情報の取扱いに関する同意書(様式第2号)など

## ▷申請方法

- ①開業日までに「事業計画届出書」を市に提出し、「事業計画届出書受理書」を受けてください。すでに開業している事業者は、対象外です。
- ②開業日以降、初めて固定資産税が賦課された年度の翌年度に、「奨励金交付申請書」を市に提出し、奨励金の交付を受けてください。

(産業振興課 内線 265)

## 地域づくりに「補助金制度」があります 「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」

本市の活力源である商業、ものづくり、農業のより一層の活性化、そして地域の人々がいきいきと暮らすまちづくりをめざして、「商都たかだ活性化事業」「元気な地域づくり事業」の補助金制度を実施しています。創意工夫を凝らした魅力あるユニークな取組の応募を待っています。

※詳しくは、産業振興課または自治振興課へ。また、市のホームページにも掲載しています。

▷募集期間 5月1日(金)～20日(水) ※土・日・祝日を除く

▷審査方法 5月27日(水)の午後1時30分から、市役所4階合同委員会室で開催する「大和高田市公募型補助金審査選考委員会」(公募委員を含む)で、審査を行います。応募団体などは、選考委員会で事業内容の説明をお願いします。

※選考委員会は公開します。関心のある人は、傍聴してください。

	商都たかだ活性化事業補助金	元気な地域づくり事業補助金
応募資格	商店街、商工業団体、農業団体など	自治会、地域の団体・組織など
対象事業	賑わい創出事業など	コミュニティ連携事業など
補助対象経費	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が300,000円以上の事業	設備・施設などの賃貸代、ちらし・ポスター代、出演料、消耗品代、教材費、装饰材料など ※補助対象経費の合計額が150,000円以上の事業
補助金額	補助対象経費の3分の2以内で、500,000円を限度	補助対象経費の3分の2以内で、200,000円を限度
応募書類	商都たかだ活性化事業応募書兼補助金交付申請書など	元気な地域づくり事業応募書兼補助金交付申請書など
問合せ	産業振興課 内線 248	自治振興課 内線 227

(産業振興課 内線 248・自治振興課 内線 227)



# 大和高田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図ることで、地球温暖化防止対策を推進することを目的とし、住宅用太陽光発電システムを設置した人に補助金を支給する。

▷補助内容 一律50,000円

※1住宅につき1回限り（合計値10kw未満）

▷補助件数 50件

▷補助対象 次のいずれの要件も満たす人

- (1)市内に住所がある人で、住宅用太陽光発電システムを市内の自ら居住する住宅に設置した人または、市内の自ら居住するために住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入した人
- (2)平成31年4月1日以降に発電システムの設置契約を結び、工事が完了し、発電を開始している人
- (3)市税を滞納していない人
- (4)リース契約による発電システムではないこと

▷申請方法 住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に下記必要書類を添付し申請（郵送不可）してください。

※捺印は、朱肉（シャチハタ不可）を使用する印鑑

※申請書は環境衛生課窓口で配布もしくは市ホームページからダウンロード

▷必要書類

- (1)住民票

(2)市税納税証明書（完納証明書）※直近のもの

住民税が非課税の人は非課税証明書 ※直近のもの  
※市税とは、市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税であり、本市に課税のない場合は、前住所地の納税証明書または課税対象を証明する書類

(3)発電システムの設置に係る工事請負契約書

※新築住宅を購入した場合は、発電システムの設置が分かる契約書

(4)発電システムの設置費に係る領収証および内訳明細書

(5)電力会社との電力受給契約に関する書類

(6)電力会社の検針による受給電力量が確認できる書類 ※受給電力量のお知らせなど

(7)対象システムの設置がわかる写真

※設置状況がわかり、家屋全体が確認できる写真など

(8)販売店など代理人による申請の場合は委任状

※(5)・(6)の書類については原本確認します（コピー不可）。

▷受付期間 5月11日(月)から

(土・日・祝日および12月26日(土)～令和3年1月3日(日)を除く午前8時30分～午後5時15分まで)

※50件に到達時点で締め切り。

〔環境衛生課 内線 281〕

## まちの話題

### 4月より副市長に谷河照美氏が就任

3月末で退任の松田秀雄前副市長の後任として、令和2年3月の第2回定例市議会で、議会の同意を得て、4月1日付で、谷河照美氏が副市長に就任しました。

谷河副市長は、就任にあたり、「これまでの行政経験を活かし、堀内市長のもとで市政を推進していきたい。」と抱負を述べました。

#### ○経歴紹介

谷河副市長は、昭和56年4月に大和高田市役所へ入庁し、秘書課長、広報情報課長など



新副市長 谷河照美氏

を経て、平成31年3月末まで財務部長を歴任しました。退職後は庁舎建設室参与として1年間務めていました。

〔広報広聴課 内線291〕

### 東日本大震災を風化させないために

声楽家の中川令子さんと、中川知美さん、混声合唱団「コーロ・クオーレ」の皆さんは毎年、東日本大震災復興チャリティコンサートの収益金を、義援金として、寄付されています。

今年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、コンサート自体の開催は自粛されましたが、中川令子さんをはじめ、合唱団の皆さんで募った義援金を寄付していただきました。

〔社会福祉課 内線534〕



収益金を手渡す中川令子さん

## 空き地の雑草除去について

市では、快適で住みよい環境づくりのため「大和高田市内の空き地に繁茂した雑草の除去に関する条例」を制定しています。

住宅地周辺の空き地に雑草が生い茂ると、周辺の人々に不快感を与えるばかりでなく、夏季は害虫、冬季は火災の発生原因になります。また、ごみの不法投棄や犯罪、交通事故などを引き起こすおそれもあります。

これらを防ぐためにも、空き地の所有者または管理者は、責任を持って適切に土地を管理しましょう。

〔環境衛生課 内線282〕

## 防火管理講習について

新年度を迎え、1か月が経ちました。各職場の人事異動に伴い防火管理者の変更もあつたと思います。防火管理者になつた人は防火管理講習を受講しましたか。また、大規模な店舗などの防火対象物の点検が義務付けられている建物の防火管理者は、再講習を受ける義務が生じるため注意が必要です。

講習は、本市でも実施する予定です。場所は奈良県産業会館で、申込期限は7月9日(木)～16日(木)、講習日は8月20日(木)、21日(金)です。その他の地域でも講習を行っているのです。詳しくは(一財)日本防火・防災協会のホームページを見てください。申込用紙などは高田消防署にあります。

〔高田消防署 ☎25・0119〕

## 大和高田市地域包括支援センター 運営協議会委員募集

地域包括支援センターの運営や事業計画などについて、協議する委員を募集します。

▽募集人数 2名程度

▽任期 2年

▽応募資格

次のすべてに該当すること。

①募集時に、第1号被保険者(65歳以上)または第2号被保険者(40歳以上64歳以下)で、本市に1年以上住民登録し、居住していること。

②高齢者に関する制度や施策に理解と関心があること。

③介護保険料に滞納がないこと。

④介護保険事業に従事していないこと。

⑤国または地方公共団体の職員ではないこと。

⑥大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第1号に掲げる暴力団員等またはこれと密接な関係を有すると認められるものではないこと。

▽応募方法

5月20日(水)【当日消印有効】までに、市ホームページからダウンロードまたは地域包括支援課で配布している応募用紙に必要事項を記入の上、「志望動機と今後の委員としての抱負について」(400字～800字)を書いて、地域包括支援課まで持参または郵送してください。

※提出いただいた応募用紙などは、返却しません。応募者の個人情報、本市個人情報保護条例の規定により厳守します。

▽選考方法

応募用紙などの内容から判断し、選考を行います。選考結果は、5月下旬に応募者全員にお知らせします。

〔地域包括支援課 内線591〕



## 藤邦徳章

### ボランティア踊りの会



▽会員数 4人

▽活動概要 日本舞踊・新舞踊のジャンルを問わず踊りを楽しんでいます。月2回土曜日(不定期)の午後1時～4時までコスモスプラザで練習し、敬老会や老人ホーム、その他のイベントなどで踊りを披露しています。

▽団体理念 踊りを通して、楽しみながら健康づくりをし、見た人にも元気になつてもらおう。

▽連絡先 福井 ☎53・3525

市民交流センター(コスモスプラザ)に登録している活動団体を、順次紹介します(順不同)。一緒に活動したいと思う人、または興味のある人は、連絡先まで問い合わせてください。

〔市民協働推進課 ☎44・3210〕

# 大和高田市のハザードマップが 新しくなりました

近年、これまでの想定を上回る豪雨が発生し、浸水被害が多発していることへの対応を図るため、平成27年5月に水防法が改正されました。これに伴い、奈良県が管理する河川の洪水浸水想定区域図（※1）の更新作業が行われ、大和高田市内を流れる、葛下川・高田川・葛城川・曾我川につきましても、平成31年3月に洪水浸水想定区域図が更新されました。

これを受け、本市においても新しい洪水ハザードマップを作成するとともに、従来の地震ハザードマップとさまざまな災害時に役立つ情報を1冊にまとめた「大和高田市洪水・地震ハザードマップ」を作成しました。

この度の改定で、指定緊急避難場所（※2）および指定避難所（※3）が大幅に変更となっています。お

住いの地域の避難施設や危険箇所などを必ず確認していただき、緊急時に迅速な避難行動をとれるようにしてください。  
命を守るための備えの一つとして、取り出しやすい場所に保管をお願いします。

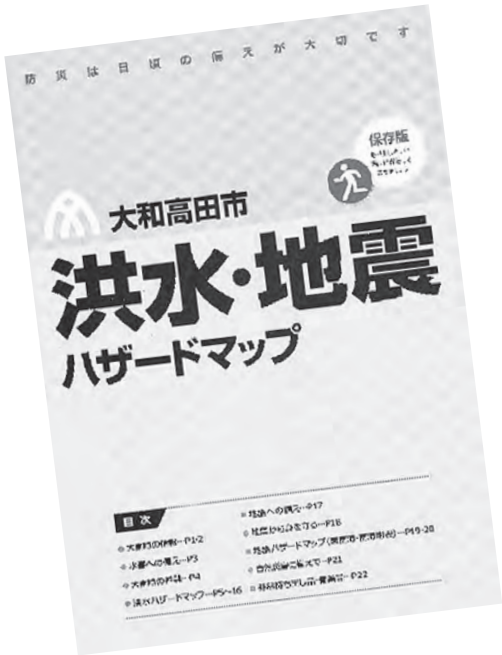
自治会などからの広報誌配布対象の方には、今月号の広報誌に同封しています。  
その他必要な方は、市役所など公共施設でも配布していますので、取りに来てください。  
（本市ホームページからもダウンロードすることが出来ます）

※1…河川の堤防が決壊したり、河川の水が堤防を越えたりした場合に想定される浸水の範囲や、浸水の深さを示した地図です。

※2…災害が発生、または発生する恐れがある場合に、速やかにその危険から逃れ自らの生命を守るために、一時緊急的に避難する場所として、災害の種別ごとに市が指定する施設です。

※3…災害時、避難した人が災害の危険性がなくなるまでの間に滞在し、または災害による被害で家に戻れなくなった人が一定期間の生活のために滞在する、市が指定する施設です。

〔危機管理課 内線241〕



## 手話を 覚えましょう

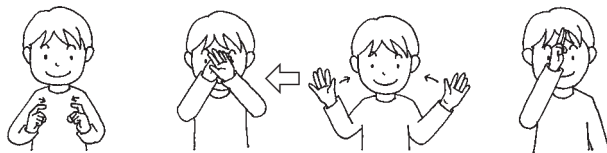
「あいさつは、グー・チョキ・パーの手の形で表現します」

先月は「グー」の形で「おはよう」でした。今月は「パー」の形「こんばんは」の手話です。

① **チョキのかたち**【昼】  
右手の人差し指と中指を顔の中央にたてる。（顔が時計の文字盤、指が時計の針で、時計が正午を指している様子を表しています。）

② **パーのかたち**【夜】  
両手の手のひらを前に向け、体の前で交差させる。（日が落ちて暗くなっていく様子を表しています。）

③ **あーやっ!**【両手の人差し指を向かい合わせ、同時に曲げる。】  
（指を人に見立て、お辞儀をする様子を表しています。）



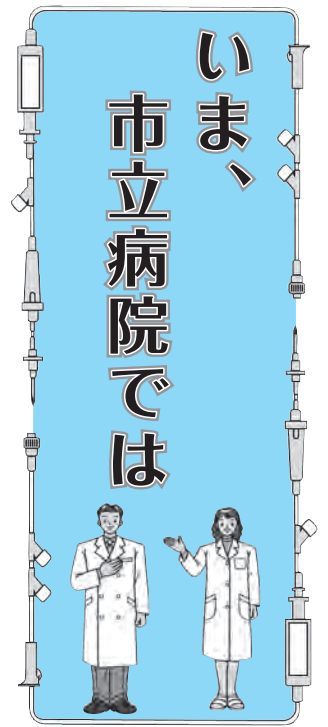
①【昼】の手話+③【あいさつ】の手話

＝ こんにちば

②【夜】の手話+③【あいさつ】の手話

＝ こんばんは

〔社会福祉課 内線534〕



## 心不全に対する

### リハビリテーション

当院では循環器内科医師や看護師、薬剤師、管理栄養士、医療相談員などと協同して、

心不全の患者さんに特化したリハビリテーションの提供ができるようになりました。

心不全とは心臓が悪いために息切れやむくみが起こり、だんだん生命を縮める病気で

す。「心臓が悪いんだから運動したらダメじゃないの?」と考える人も多いと思います

が、そうではありません。心不全は、放置すること、正しく対応しないことで進行する病気です。再発を繰り返

し、動くと辛い↓動かない↓体力低下(動けない)、の負の循環を繰り返すことで、病態を悪化させ、寝たきりになり最悪の事態を招いてしまう怖い病気なのです。

かつては安静が重要と考えられていましたが、安全に管理された環境下でトレーニングを行うことで、運動に対する

耐性(運動耐容能)、自覚症状(精神面を含む生活の質、生命予後などを改善することが確認されています。現在では安定している慢性心不全の

患者さんでは運動療法が推奨されており、病気の再発を予防し自信を持つて快適な生活を長く続ける事ができるようになるのです。

具体的には、入院初期には寝起きや身の回りの活動がで

きるように動作指導や練習を行うところから始まり、段階的に運動量を増やしていきます。回復期には退院して日常生活や仕事に耐えうる体力を養うために器具などを用いて運動を行います。また、お薬や食事に関する指導や、社会資源の利用、再発防止のための生活指導などを複合的に

行い、病院職員一同で、患者さんやそのご家族を支え、自律を支援していきます。

私たちの目標は、生涯にわたって快適な生活を維持していただくことです。

まだ始まったばかりの取り組みですが、市民の皆さまにより良い医療を提供できるように、研鑽(けんくわん)します。

### 大和高田市立病院

#### リハビリテーション科

技師長 福村典男

〒53・2901

## 健やかな毎日を おくるために



天満診療所  
医師 梅本典江

### 「歯磨きで感染症予防」

多くの感染症は、ウイルスや細菌などの病原体がのどや鼻から侵入することで起こります。その予防として大切なのが手洗いとうがい。そしてもう一つ、口腔内や歯を清潔にすることが重要です。感染症予防として歯磨きの重要性が最近注目されています。

口腔内には非常に多くの細菌が生息しています。□の中のネバネバや歯のすきまにたまる歯垢は、細菌が増殖した

かたまりです。これらの細菌には、気管支炎や肺炎を起こす肺炎球菌やインフルエンザ菌、食中毒の原因となる黄色ブドウ球菌など、人間にとつて困った病気を引き起こす菌

も含まれています。これらの細菌はプロテアーゼと呼ばれる酵素を作り出す性質を持っています。鼻やのどの粘膜には、粘膜免疫と呼ばれる病原体に対する防御機能が備わっているのですが、

口腔内の細菌が作り出すプロ

テアーゼは粘膜のバリアを弱くしてしまいます。歯磨きが不十分で口腔内に大量の細菌がいる状態を放置していると、プロテアーゼが増えウイルスが侵入しやすくなってしまい、感染症の発症や重症化につながるのです。

感染症予防のために取り入れたいのが、朝と寝る前の歯磨きです。寝ている間は唾液量が減り、細菌が増殖しやすい状態になります。細菌の増殖を防ぐため、寝る前の歯磨きは特に丁寧に行いましょう。そして、朝は起きたらすぐに歯磨きを。食事をする前に歯磨きして口腔内をきれいに

しましょう。少なくとも3分、歯のすみずみまで1本ずつ磨きましょ。

かかりつけの歯医者さんで定期的に歯のチェックをしてもらい、歯垢や歯石の除去をしてもらって、日ごろからお□の中を清潔に保つことも大切です。

〒52・5351

# てんいち先生



今年1月に行われた「市人権協研究会」で、そこで本市の人権擁護委員の方々が取り組みの報告をされました。学校向けの「子どもの人権SOSミニレター」や「人権の花運動」、「スマホ・ケータイ人権教室」、パリンピック競技のポッチャを体験する「ポッチャ人権教室」、そして委員相互の企画による自主研修など詳しくお伝えいただきました。

今から72年前、日本国憲法の施行から1年後の1948年（昭和23年）に基本的人権の尊重を実現するため発足された制度が人権擁護委員制度です。まず政令に基づいて制度が設けられ、翌1949年（昭和24年）6月1日には人権擁護委員法が施行されました。委員は民間の方々であり、法務大臣から委嘱され、地域の中でボランティアとして住民の人権を擁護し、啓発の活動をします。現在、全国で約1万4000名の委員が配置されています。本市では10名の委員が、葛城人権擁護委員協議会に所属しています。

その活動の中心は「相談事業」です。本市では原則として毎月第4火曜日に、総合福祉会館ゆうゆうセンター1階で人権相談を行っています。また、さまざまな催しなどに合わせ、臨時の相談所が開設されます。新型コロナウイルス感染症の対応により現在は相談事業を中止しています。詳しくは今後のイベントカレンダーでご確認ください。奈良地方事務局葛城支局の常設人権相談についても、交代で相談担当を担っています。相談は無料で、プライバシーや秘密は固く守られます。

一人ひとりの夢がかなうといいね！

## 人権シリーズ 206

「誰か」のことじゃない。



## おしえてく生活困

生活困窮者自立支援法 就労支援センター

今月は、先月に引き続き「くらし・せいかつ支援係」で行っている生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業を紹介いたします。

就労準備支援事業とは、「働きたいけど体力や気持ちに自信がない」、「職場の人たちとのコミュニケーションが不安がある」、「就職活動の仕方がわからない」などの悩みを持つている人たちの、社会への一歩を踏み出す手助けを行う事業です。具体的には、生活習慣の見直し、対人関係づくり、職場体験など、一人ひとりに合った支援プログラムで就職活動ができるまでのサポートをしていきます。（利用要件あり）

「はたらく」ということはお給料をもらって生計

ここから始まる。

☎44・3111（直通）

# 生活センターから

## 新型コロナウイルスに 便乗した悪質商法にご 注意!

- 新型コロナウイルスで汚染されている」と言われた市の新型コロナウイルス対策室を名乗り、個人情報聞き出す不審な電話がかかってきた
- 「行政からの委託で消毒に行く」という電話がかかってきた
- 不審なマスク販売広告メールがスマートフォンに届いた
- マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で金の相場が上がるとして、金を買う権利を申し込むように言われた

### 消費者へのアドバイス

- 「新型コロナウイルスが水道水に混ざっている」などの根拠のない話には絶対に耳を貸さないようにしましょう
- 市役所などの行政機関の職員を名乗るあやしい電話や心当たりのない送信元から怪しいメールやSMSが届いても、反応しないようにしましょう
- 新型コロナウイルスに便乗した悪質な勧誘を行う業者には目を貸さないようにしましょう
- 不審に思った場合や、トラブルにあった場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら早めにご相談ください。

(国民生活センターからの情報です)

### これまでに寄せられている相談事例

- 新型コロナウイルスが水道水に混ざっていると不審な電話がかかってきた
- 水道局をかたり、新型コロナウイルスがついているので除去すると不審な電話があった
- 「新型コロナウイルスに下水道管が汚染されているので清掃します」とのSMSが届いた
- 排水管高圧洗浄のチラシを見て電話したら「排水管が新

### 大和高田市消費生活センター からのお願

本市消費生活センターは、相談業務という性質上、相談は個室で行っております。そのため、来所による相談は、対策を講じておりますが、新型コロナウイルス感染拡大のリスクが高くなります。つきましては、消費生活相談をご希望の方は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間は、来所による相談を休止して、電話による相談のみとさせていただきます。

ご理解とご協力をいただけますよう、よろしくお願いたします。

▽電話相談日時 月～金曜日  
午前10時～正午、  
午後1時～4時

▽電話番号 22・1101(代)  
内線274・314

## 新型コロナウイルス に便乗した 悪質商法



新型コロナウイルスの影響が  
すさまじいですね・・・

そうだね。また、それに便乗した  
悪質商法も出てきているよ。

え、どんな内容なんですか？

「助成金を交付するので、口座  
番号等を教えて欲しい」や、親  
族を名乗ったオレオレ詐欺など  
幅広い相談が報告されている  
ね。

世界的に大変なときに、そんな  
ことをする人がいるんですね・・・

そうだね。ただ、そういう悪質  
団体や業者を儲けさせないた  
めに、消費者が賢くなるしか  
ないと思うよ。

何かに便乗した悪質商法はな  
くならないでしょうし、電話や訪  
問を受けた側が対処できるよ  
うになるのが一番ですね。

とにかく電話でお金の話は、詐  
欺やなりすましの可能性が非  
常に高いので、見知らぬ相手  
であればすぐに電話を切る。お  
金の話でなくとも、怪しい電  
話やメールは無視する。これが  
大事だね。

相手にすれば、「この人は騙  
せる」と思われてしまうので、  
とにかく「無視」や「相手にし  
ない」がいいですね。

そのとおり。みくちゃんも騙  
されやすいから気をつけてね。

私も成長しているので昔はと  
まかく今は騙されません!

# 新着図書のご案内



# BOOK

# サロン

## 一般書

しくじりから学ぶ 13歳からのスマホルール	島袋 コウ／著	旬報社
中高年ひきこもり	斎藤 環／著	幻冬舎
トコトンやさしいNC 旋盤の本	澤 武一／著	日刊工業新聞社
いちばんおいしい野菜の食べ方	飛田 和緒／著	オレンジページ
キッチンではじめる家庭菜園	ケイティ・エルザー・ピーターズ／著	ガイアブックス

## 児童書

地図で見る日本の地震	山川 徹／文	偕成社
お蚕さんから糸と綿と	大西 暢夫／文	アリス館
日本女子レスリング	布施 鋼治／編著	汐文社
スケアリーストーリーズ怖い本	アルビン・シュワルツ／編	岩崎書店
くじらすくい	たなか やすひろ／絵	BL 出版

## 電子図書館 新着コンテンツ



人には言えない…大人の心理テスト	齊藤 勇／監修	日本文芸社
東大式習慣	西岡 吉誠／著	扶桑社
たつきーママのレシピがなくても作れる絶品料理アイデア 263	奥田 和美／著	扶桑社
うんこかん字ドリル	古屋 雄作／作	文響社
ロミオとジュリエット	ウィリアム・シェイクスピア／作	新星出版社

## 5月のおはなし会

◎おはなし会 ◎えほんとわらべうたの時間<<きらら>>  
◎えほんのじかん(毎月第1・3土曜日開催)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月に予定されていた「おはなし会」「きらら」「えほんのじかん」「イベント」は開催できません。ご了承ください。

## 電子図書館のご案内

外出自粛の今だからこそ、自宅で外出せず読める電子図書館はいかがですか。電子図書館では9,000件以上のコンテンツを所蔵しています。どうぞご覧ください。その中から人気のコンテンツを紹介します。

	資料名	著者など	出版者名	貸出回数
1位	どうぞのいす (うごくえほんチルビー)	柿本 幸造／絵	モーニング	53
2位	おにぎりレシピ 101	山田 玲子／著	ポット出版	49
3位	感情をコントロールする力	和田 秀樹／著	PHP 研究所	42
4位	す〜べりだい	鈴木 のりたけ／作・絵	PHP 研究所	38
5位	999ひきのきょうだい (うごくえほんチルビー)	村上 康成／絵	モーニング	37
	マンガでわかる認知症の9大法則と1原則	杉山 孝博／著	法研	37
7位	ももたろう (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル	32
8位	かぐやひめ (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル	31
9位	47 都道府県・地名由来百科	谷川 彰英／著	丸善出版	29
	君の名は。01	新海 誠／原作	KADOKAWA	29
	大人の日帰り旅 2019		JTB パブリッシング	29
12位	ぶららんこ	鈴木 のりたけ／作・絵	PHP 研究所	27
	ピーター・パン		ユニダックス	27
14位	天福地福 (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル	25
15位	TOEIC テスト英単語 基本編	櫻井 雅人／監修	アルク	24
	さんまいのおふだ (おとえほん日本昔話)	柿原 さゆり／挿絵	デシベル	24
	そらとぶパン (うごくえほんチルビー)	深見 春夫／作・絵	モーニング	24
18位	うえへまいりまあす (うごくえほんチルビー)	長谷川 義史／作・絵	モーニング	23
	頭のいい子が育つ 10歳からの習慣	清水 克彦／著	PHP 研究所	23